

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都

（氏名） A

上記被審人に対する平成 23 年度（判）第 15 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 58 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 11 月 8 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項 14 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 9 月 7 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 14 号に該当

被審人は、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されていた株式会社セイクレストの株式（平成 23 年 5 月 20 日上場廃止）につき、同株式の売買を誘引する目的をもって大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号所在の株式会社大阪証券取引所において、B 証券株式会社、C 証券株式会社及び D 証券株式会社を介し、連続して直前約定値より高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、

(1) 平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの間、20 万 3362 株の買い注文の発注及び 12 万 1880 株の売り注文の発注を行うとともに、合計 12 万 1880 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、

(2) 同日午後 1 時 47 分ころから同日午後 2 時 9 分ころまでの間、28 万 8122 株の買い注文の発注及び 14 万 8045 株の売り注文の発注を行うとともに、合計 14 万 7173 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、

もって、それぞれ自己の計算において、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

金融商品取引法 174 条の 2 第 1 項、159 条 2 項 1 号、176 条 2 項

3 課徴金の計算の基礎

金融商品取引法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超えている場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該

違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。

(ア) 平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 121,880 株であることから、

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (121,880 株) に係るものについて、

自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(72 円×1 株 + 77 円×7,777 株 + 80 円×111,436 株 + 81 円×2,666 株)

－ (73 円×2 株 + 74 円×22,193 株 + 75 円×17,356 株

+76 円×27,358 株 + 77 円×35,551 株 + 79 円×19,420 株)

=434,784 円

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 434,784 円となり、金融商品取引法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、430,000 円となる。

(イ) 平成 22 年 10 月 27 日午後 1 時 47 分ころから同日午後 2 時 9 分ころまでの違反行為にかかる課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 147,173 株であることから、

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (147,173 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(81 円×7,300 株 + 82 円×1,111 株 + 83 円×54,974 株

+84 円×13,786 株 + 85 円×14,516 株 + 86 円×55,486 株)

$$\begin{aligned} & - (80 \text{ 円} \times 14,558 \text{ 株} + 81 \text{ 円} \times 25,985 \text{ 株} + 82 \text{ 円} \times 13,243 \text{ 株} \\ & + 83 \text{ 円} \times 15,138 \text{ 株} + 84 \text{ 円} \times 30,280 \text{ 株} + 85 \text{ 円} \times 38,244 \text{ 株} \\ & + 86 \text{ 円} \times 896 \text{ 株} + 87 \text{ 円} \times 8,829 \text{ 株}) \\ & = 157,680 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 157,680 円となり、金融商品取引法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、150,000 円となる。